

自動車整備士の資格制度が変わります

自動車整備士技能検定規則の一部改正により、令和9年1月1日以降、資格体系が改正されます。
令和8年度後期（10月～3月）からは、新制度の整備士資格に対応した内容の講習となります。

資格体系の改正

現行制度

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級大型自動車整備士 (※)
	一級小型自動車整備士 (※)
	一級二輪自動車整備士
二級	二級ガソリン自動車整備士
	二級ディーゼル自動車整備士
	二級自動車シャシ整備士
	二級二輪自動車整備士
三級	三級自動車シャシ整備士
	三級自動車ガソリン・エンジン整備士
	三級自動車ディーゼル・エンジン整備士
	三級二輪自動車整備士
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気装置整備士
	自動車車体整備士

新制度（令和9年1月1日以降）

	自動車整備士の種類 (※電子制御の内容を含む資格)
一級	一級自動車整備士（総合）(※)
	一級自動車整備士（二輪）
二級	二級自動車整備士（総合）(※)
	二級自動車整備士（二輪）
三級	三級自動車整備士（総合）
	三級自動車整備士（二輪）
特殊	自動車タイヤ整備士
	自動車電気・電子制御装置整備士 (※)
	自動車車体・電子制御装置整備士 (※)